

岩手県告示第225号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1～10 [略]</p> <p><u>11 飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める措置が講じられているもの（市町村その他知事が別に定める団体が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受けて設置されるものに限る。）</u></p> <p><u>12 [略]</u></p>	<p>1～10 [略]</p> <p><u>11 [略]</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	